

が日本との対話を望んでいるうちに、EC側の要望に耳を傾け、譲歩すべきは早急に譲歩し、ECにおける保護主義への動きを鎮静化しなければならない。さらには、ECとの対話だけにとどまらず、米国やカナダをはじめとする先進諸国との2国間協議、ガットおよびIMFの場での多国間協議など、多面的な経済外交によって自由貿易体制の維持・強化に努めなければならない。

EC側としては、現在の困難な状況を引き起こしている原因の1つが、従来の意思決定における緩慢さにもあることに留意し、その克服に努める必要がある。そのための処方箋は、すでにEC委員会、その他の機関ないしはad-hocグループからの各種の報告書類に出尽している。たとえば、「三賢人報告」<sup>1)</sup>および「スピーレンバーグ報告」<sup>2)</sup>は、EC委員会の責任と役割について検討を加え、その改革を図ろうとするものである。

また、具体的な政策分野においては、対内的には、EC一体となった研究開発体制の強力な推進、共通産業政策の早急な確立、経済・通貨同盟の早期完成、対外的には、確立した共通通商政策に基づいた日・米をはじめとする域外諸国との対話の推進によって、相互理解と協調を深め、自由貿易体制下での共存共栄の道を追求し、景気後退の時期にはともすれば起こりがちな保護主義への危険な傾斜を避けるべきである。

1)2) CEC「1980年度年次行動計画」16ページ。「三賢人報告」については、その要旨がCEC, *Bulletin of the European Communities*, OOP, 11-1979, pp. 25-28 に紹介されている。

(追記) 本稿は、『世界経済評論』1981年3月号所収の同標題の論文に加筆・修正したものである。前稿におけると同様、日本EC学会、関西EC研究会、および駐日EC委員会代表部資料室の方々、さらに、大阪大学の渡辺太郎教授、および同理学部の新屋和也氏に対して重ねて感謝の意を表する次第である。なお同僚からも有益なコメントをいただいたが、本稿に十分には生かすことができなかったことをお断わりしておく。

## 全 体 討 論

(司会者) 荒川 弘 (成城大学経済学部教授)  
片山 謙二 (福山大学経済学部教授)  
山手 治之 (立命館大学法学部教授)

(発言者) 根岸 哲 (神戸大学法学部教授)  
島野 卓爾 (学習院大学法学部教授)  
小原 喜雄 (神戸大学法学部教授)  
村井 正 (関西大学法学部教授)  
島田 悦子 (東洋大学経済学部教授)  
斉藤 武 (立命館大学法学部教授)  
箱木 眞澄 (福島大学経済学部助教授)  
野村 昭夫 (福岡大学商学部教授)  
大庭 治夫 (国士館大学政経学部1部助教授)  
岡山 隆 (早稲田大学政治経済学部教授)

山手治之 それでは始めさせていただきます。まず報告の順序にそって法律の問題から扱って行きます。島田さんからカルテル規制85条の原則禁止は当初は垂直カルテルの禁止が多かったが次第に水平カルテルの禁止も増えてきたと伺ったが、その推移の理由及び垂直カルテル事件の例を説明してほしいとの質問が出ています。

根岸 哲 水平的になってきた理由については私もよくわからないのですが、垂直的な事件としてはコンスタン・グル

ンディッヒ事件があり、これは排他的な流通契約で並行輸入を阻止して市場を分割するような契約は共同市場の観点からすると違法だとしたものです。水平的カルテルの場合でも、それによって市場分割があれば同様に単一市場の観点から規制すべきと思いますが、なぜそのように変わってきたかについてはよくわかりません。EC委員会の方針とか理論的分析が遅れていたからそうだったのか、経済的・社会的背景があってそうだったのか、どなたか御存知でしたら御教示下さい。

**島野卓爾** 今グルンディッヒの例をあげられましたが、私はそれは多段階取引高税のせいだと思います。この税制がグルンディッヒの場合は垂直的カルテルを推進させて市場攪乱したわけですね。その後水平的に変わるの、ヨーロッパで税の体系が次第に付加価値税に変わったためだと思います。付加価値税になると税の転嫁の問題がトランスパレントに、つまり透明になってわかってしまうので垂直的というのはあまり有利ではないわけなんです。むしろ横並びでやる方が有利になります。

**小原喜雄** 85条によるカルテル規制から86条による市場支配的地位の濫用規制に移ったということが一般的傾向としていえると思いますが、やり玉に上がっている企業を見るといろいろな多国籍企業があります。コンチネンタル・キャンとかコマースナル・ソルベントとか、ユナイテッド・ブランズとか、ホフマン・ラ・ロッシュとかですね。このように86条による規制が多くなった原因は多国籍企業規制の手段として86条を用いるようになってきたとも理解できると思います。

**山手治之** 86条はそれとして、85条のところでは初め垂直カルテルに、それから段々水平カルテルに適用してきた理由に税制の問題があるという島野さんの御意見に対して、誰か税法の方から発言をお願いします。

**村井 正** 今のお話はよくわからない

いところがあったのですが、旧売上げ税の場合は各取引段階ごとに課税しましたから、取引段階が多ければ多いほど、消費者の税負担額は増えるから、取引段階を減らす方が有利だということはわかります。現行の付加価値税の下では前段階税額控除方式をとっているの、垂直統合をする必要が少なくなっていると思います。

**根岸 哲** ここで垂直的統合というのはあくまでカルテルであって合併とは違いますから、取引段階が減少することにはならず、従って島野さんのいわれる税制が原因というのはちょっと理解できないのですが。

**山手治之** もう少し続けると面白いと思いますがあとの問題もありますので、これは今後の研究課題として残し、ここで打ち切らせてもらいます。次は小原さんから根岸さんに2つ質問があります。

**小原喜雄** 最初の質問は日仏ベアリング事件に関するものです。フランス並みに価格を引上げてくれという要請に応じないとダンピング規則違反に問われる。二律背反になるわけですが、日本としてはどうしたらよいか。第2の質問はEEC条約86条は市場支配力の形成それ自体を禁止しているのか、あるいはその濫用だけを禁止しているのかという問題です。合併規制に関する第1次及び第2次の規則が出てきたのは86条の欠陥を補

おうとしたものだと思いますが、これは濫用規制だけ規定していた86条を実質的に規則によって改正するに等しく、86条の濫用規制の域を踏みはずしたものだという批判が出てこないでしょうか。

**根岸 哲** 最初の問題ですが、確かに一方で自主規制を要求されたりダンピング規制で締めつけられ、他方でカルテルで価格を上げれば競争法違反で規制されるという二律背反に陥るわけですが、まあ1つは政府間で通商協定を締結する、あるいは政府の命令とか指導で価格を引き上げる形をとれば競争法の問題はなくなるでしょう。しかし、それもそう簡単にはとれないと思いますから弾力的に自主規制にまかす方がよいとの判断もあります。要するにEC委員会の政策的判断に基づいて調和的解決を図るほか実際問題としてはないではないでしょうか。

第2の問題は、86条で禁止しているのは支配的地位の濫用だから、その地位を形成するような合併それ自体を禁止するのは86条から見ると86条の範囲外にあるのではないかと、との批判もあるわけですが、今迄考えられている合併規制案というのは86条を根拠にして、支配的地位を形成するような合併も86条の範囲内で規制することが可能だとEC委員会では考えているように思われます。

**小原喜雄** 解釈上の疑義を残さないために、根本的な解決として、支配的地位の「形成」及び「濫用」を規制できる

ように正式に86条を改正すれば、正面きった行き方だと思うのですが。

**山手治之** 合併規制規則案は、前文で235条も採用しており、このように235条に定められている手続きを踏みさえすれば、86条の範囲を越える疑のある規制でも合法的につくることができ、実質上条約が改正されたのと同じ結果を生み出すことが可能です。

**島田悦子** 今問題にされている合併規制案は長い間ペンディングになったままですが、これが採択される見込みはあるのでしょうか。

**根岸 哲** 第1次草案が出たのが1973年で、いろいろ問題があるというので第2次草案が出てきたわけです。それも76年で、その後非常な進展を見たという事は知りません。近い将来に成立するという感触は私にはないのですが。

**山手治之** それでは別の問題で斉藤さんお願いします。

**斉藤 武** まず1つは箱木さんにお尋ねします。ECと日本の関係でも、日米の関係でも、強い国の場合競争を主張し、弱い場合には保護に傾きがちである。ところで、ここでの質問はEC内の地域間較差、富の偏在、これが拡大しているのかいないのか、資料・情報を教えて頂きたいと思います。第2の質問は野村さんにお尋ねしたいのですが、国の援助はEEC条約92条以下で原則的に禁止されておりますね。ところが90条にある公企

業には85条・86条の適用が緩和されている。それで、公企業をどんどん増やしていくと、私企業に対して国の援助を行うのと類似の結果をもたらすことになるのではないか。その意味で、国の援助についての取り扱いと、公企業の取り扱いについて教えて頂ければと思います。

**箱木眞澄** EC内の地域較差についてですが、競争を自由にしていくと優勝劣敗で、行きつくところは地域較差が拡大して行きます。所得の低い地域では過疎化が進行しますし、繊維、鉄鋼地帯も困難に直面します。最近数年来、地域政策の重要性が主張された背景もここにあると思います。

**野村昭夫** 基本的には企業の形態、公企業であるか私企業であるかという点については中立であるというのが産業政策に関するメモランダムの中にはっきり述べられており、これが基本的な態度だと思います。ただ公企業であるという隠れミノに隠れて補助金を偽装した形で与えることは許されない。それについては公企業の財政状態の透明化といった義務があることは私企業と一緒にです。競争条件についても公企業が侵害した場合はやはり規制の対象になると思います。

**荒川 弘** 長谷川さんの質問を読ませて頂きます。野村さんへの質問ですが、共通産業政策がクローズ・アップされてきた主要な背景にアメリカの挑戦があったのはその通りと思いますが、当時日本

の挑戦ということが問題となっていたかどうか、という質問です。

**野村昭夫** 60年代後半はまだ日本の挑戦は殆んど問題になっていず、日本の競争力の強化によるECへの進出は70年代に入ってからのことです。

**島野卓爾** 箱木さんと野村さんに1つずつ質問させていただきます。まず箱木さんは共通通商政策の確立を主張されましたが、実際問題としてEC諸国は輸入制限品目が51品目もあり、フランスやイタリアなどは、自動車、民生用電子機器等の工業製品に至るまで数量制限をしている。このような現状から、それらをやめるよう共通にやってくれといっても、実際問題として可能性があるのかという質問です。

それから野村さんに対しても同様な質問ですが、産業政策がそんなに重大に考える価値があるものかどうかという気がするわけです。産業政策が出てきたのは70年代の初頭で一応ECが過渡期間を終わってこれから本当に出発するという時点で全般的な見直しをして、産業の問題も一種の理念的なものを出したわけですね。そして、その後アクション・プログラムなども出しているが、実際にはあまり機能していないのではないかと。産業政策をどのように評価しておられるか伺いたいわけです。

**箱木眞澄** EC各国はともすればバラバラに対応しようとし、うっかりする

と歩調が乱れがちですが、世界経済の舞台で発言権を確保するにはやはりまとまって行く必要があることが自覚されているわけですから、辛抱強く努力が続けられ意外と早い機会に共通通商政策が確立する可能性があるのではないかと思います。

**野村昭夫** 私に対する質問について結論を先にいいますと、共通産業政策は非常に実施が困難であると考えています。つまり70年のメモランダムでアウトラインが描かれていますが、広範な分野をカバーしなければならぬし、相反する目的を同時に追求しなければならないし、各国政府の利害の不一致もあります。EC委員会の権限が限られていますから、権限の委譲とか超国家機関の確立とかなければ産業政策はなかなか進展しないのではないかと思います。

**荒川 弘** 司会者が質問をして恐縮ですが、今の問題と関連して野村さんにお伺いしたいんです。アメリカの挑戦に対抗してヨーロッパの企業をつくらねばということですが、アメリカの企業に対抗するヨーロッパの企業がなかなか出てこない。EC内で国境を越えた合併もあまりない。ヨーロッパの大企業は、ヨーロッパ的にまとまっていくよりもむしろECの枠を超えて、アメリカにも投資したりして世界的な規模で多国籍化活動を始めてきている。この点で何か御意見をお伺いしたいのですが。

**野村昭夫** その点については同感です。ヨーロッパ規模の企業が必要だというわけですが、すでにいくつかアメリカに匹敵するような多国籍企業はあるわけで、そういう企業はすでにヨーロッパ市場を制覇し、ヨーロッパ市場を超えてアメリカなり他の地域で活動を強化する方向を目標にしていると思います。EC委員会あたりが目標にしている欧州企業というのは、中規模又は小規模の企業の協力や合併を主たる目標にしているのですが。

**大庭治夫** まず第1に競争という問題を考える場合、競争という概念がそれ自体価値があるのか、それとも公正な競争のために制限されねばならない、つまり条件付きの競争なのか、ここが1つのポイントではないかと思います。次に自由と秩序、自由と公正の関係ですが、自由主義は是で保護主義は非とも一概にいえない。このような中で共同体の意味が実体としてどのようなものが考えられているかということです。第3点は主要機関の権限関係の問題ですが、今後EC裁判所など司法的な権限が強化されざるを得ず、EC委員会の権限や活動範囲は制限せざるを得ないのではないかと。この問題、最後に産業政策との関連では今後市場経済でなく、計画経済あるいは中央管理経済という要素が必要になってくる、そういう場合もありうるのではないかと。このようなことを感想として申し

上げます。

岡山 隆 時間もありませんので簡単なことを申し上げさせていただきます。競争政策、産業政策という問題が出ましたが、産業構造政策を実施していく具体的な手段の問題、たとえばヨーロッパ開発基金やヨーロッパ投資銀行の活動などを教えて頂ければ有難かったと思います。

荒川 弘 まだ御質問もあると思いますが片山さんに締め括りとして一言。

片山 謙二 今日の全体討論では問題が随分たくさん出まして、競争政策、産業政策についてどういう点に問題がある

かについては、これで大体出つくしたのではないかと思います。それに対する結論として出たものは、必ずしも多くないかも知れませんが、問題の所在が明らかになったということは評価されてよいと思います。共通論題に関する各報告も有意義だったし、それをめぐって専門の違った各領域から非常に活発に御意見が出された点で今回のシンポジウムは大成功であったと思います。どうも有難うございました。

(文責 編集者)

## 学会記事

### 日本EC学会の設立

東京及び関西を中心にしたECについての研究会が母体となって「EC研究者大会」が開かれるようになって5年目を迎えた。1980年11月8～9両日、立命館大学で開かれた第5回EC研究者大会はEC学会設立大会となった。

創立時に申込みのあった会員は163名で法律、政治、経済、その他の分野からECを研究する研究者の集まりで、社会科学の全領域にわたるユニークな学会である。会員は又大学に籍をおく者の他に実業界、ジャーナリストの会員が参加していることも特徴で、ECについて、あらゆる角度からの研究の発展が期待されるだろう。初代理事長は片山謙二教授が選任されたが、他の役員は別記の通りである。なお、学会の事務局は学会規則附属の申し合せ事項参照のこと。

### 第1回研究報告全国大会(第5回EC研究者大会として開幕)

第1回研究報告会は1980年11月8～9両日、立命館大学衣笠学舎で開かれた。出席者は全国から100名近い研究者が参集して盛大であった。大会第1日目の午後は、ブラッセルからこの大会のために特に来日されたドナルド・アレン氏(EC委員会本部法制総局首席顧問)が「国際エネルギー協力におけるEC活動の法的諸問題」と題して特別講演を行ない、又駐日EC委員会代表部のアレスター・サットン一等書記官も「ECの対外政策の法的側面」というテーマで講演し、日欧経済関係についての言及があった。このあと、これらのゲストをもまじえて中川会館で懇親会が開かれ第1回の学会にふさわしい盛況であった。第2日目は主として共通テーマでのシンポジウムで、いずれも盛会裡に終わった。本大会の報告及びシンポジウムのプログラムは以下の通り。

### 〈プログラム〉

#### 第1日(11月8日)

午前の部

〈自由論題〉

- (1) ヨーロッパ議会の予算決定権の拡大について

司会者 金丸輝男(同志社大学)

報告者 福田耕治(同志社大学)

- (2) EMSの成立と問題点  
 司会者 奥村茂次 (大阪市立大学)  
 報告者 田中素香 (下関市立大学)

午後の部

- (3) EC主要機関の権限関係  
 司会者 香西 茂 (京都大学)  
 報告者 小室程夫 (防衛大学校)
- (4) 特別講演  
 司会者 内田勝敏 (同志社大学)  
 国際エネルギー協力におけるEC活動の法的諸問題  
 報告者 D.W.アレン (EC委員会  
 法制総局首席顧問)
- ECの対外政策の法的側面  
 報告者 A. サットン (駐日EC  
 委員会代表部)

第2日 (11月9日)

午前の部  
 <自由論題つづき>

- (5) 第2次ロメ協定締結交渉過程の分析  
 —南北問題の視点から—

司会者 南 義清 (信州大学)  
 報告者 大隈 宏 (成城大学)

<共通論題> (ECの競争政策と産業政策)

座長 荒川 弘 (成城大学)  
 片山謙二 (福山大学)  
 山手治之 (立命館大学)  
 片山謙二 (福山大学)  
 根岸 哲 (神戸大学)

- (1) ECにおける公正な競争 (問題提起)  
 (2) 国の援助と競争維持

午後の部

- (3) ECにおける競争と産業政策  
 野村昭夫 (桃山学院大学)
- (4) ECにおける競争と産業構造調整  
 箱木眞澄 (福島大学)
- (5) 全体討論

日本EC学会規約

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は、日本EC学会 (英文名称は The Japan Association of E C Studies) と称する。

第2条 (事務所) 本会の事務所は理事会の定めるところに置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的) 本会は、EC (ヨーロッパ共同体) の研究の促進およびその研究者の相互の協力の推進を目的とし、あわせて内外の学会との連絡および協力を図るものとする。

第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 研究会および講演会の開催
2. 研究者の連絡および協力
3. 機関誌その他出版物の刊行
4. 内外学会との連絡および協力
5. 以上に掲げるもののほか、理事会が適当と認める事項

第3章 会 員

第5条 (会員の資格) ECを研究し、またはこれに関連する研究に従事するものは本会会員となることができる。

第6条 (入会) 会員になろうとする者は理事会に入会を申請し、その承諾をうけなければならない。

第7条 (会費) 会員は総会の定めるところにより会費を納めなければならない。会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

第8条 (維持会員) 本会の目的に賛同し事業の達成を援助するため、所定の会費を納入するもの (法人を含む) を理事会の議をへて維持会員に推薦することができる。

第9条 (名誉会員) EC研究またはその促進に特に功勞のあった者は総会の決議をもって名誉会員に推薦することができる。

## 第4章 機 関

第10条 (機関) 本会に次の機関をおく。

1. 総 会 会員全員をもって構成する。
2. 理事会 若干名の理事をもって構成する。

第11条 (役員) 本会に次の役員をおく。

1. 理 事 若干名 うち1名を理事長とする。
2. 監 事 若干名

第12条 (理事および監事の選任) 理事および監事は総会において会員の中から選出する。

理事長は理事会において互選する。

第13条 (任期) 理事および監事の任期は2年とする。

理事および監事は再任されることができる。

補欠の理事および監事の任期は、前任者の残存期間とする。

第14条 (理事長) 理事長は本会を代表する。

理事長に故障がある場合は、理事長の指名する他の理事がその職務を代行する。

第15条 (理事) 理事は、理事会を構成し会務を執行する。

第16条 (監事) 監事は、会計および会務の執行状況を監査する。

第17条 (総会) 理事長は毎年1回通常総会を招集しなければならない。

理事長は、必要があるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

総会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して総会の開催を請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第18条 (議決権) 総会の議事は出席し投票する会員の過半数をもって決する。

## 第5章 規約の変更

第19条 (規約の変更) 本規約を変更するには総会において、出席し投票する会員の3分の2以上の賛成をえなければならない。

## 補 則

第1条 (設立時の会員) 本会の設立にあたって会員となろうとする者は、設立準備委員会に申し込むものとする。

第2条 (設立時の役員) 本会の設立にあたって理事および監事は、設立準備委員会の推薦にもとづき設立総会の承認をうるものとする。

## EC学会規約 申し合せ事項

(1980年11月)

1. 第2条の学会の事務局は当分の間

〒108 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学研究室717号(平研究室)

電 話 03-453-4511 内線 3317

に置く。

2. 第5条 以下において「会員」とは維持会員と名誉会員を除く、いわゆる通常会員を意味する。

3. 第8条 維持会員は本会機関誌出版物等の配付をうけ、維持会員またはそれに属するものは研究会等に出席、さらに研究報告等を行う機会が与えられる。

第9条 名誉会員は会費の納入を必要とせず、維持会員と同じく機関誌出版物の配付をうけ、研究会等に出席、報告することが認められる。

4. 第11条 理事の数は当分の間15~20名とし、法律、経済、政治部門のバランスを考慮する。

理事の職務分担は

庶 務 (記録を含む)

会 計

編 集

運 営 (研究会運営等)

とする。

5. 会計年度は初年度は設立より翌年3月31日までとし、以後4月1日より翌3月31日までとする。

6. 設立より当分の間の会費は

会 員 年額 5,000円

維持会員 同 1口 50,000円

とする。

但し大学院生である会員の会費は

年額 3,000円

とする。

日本EC学会役員名簿

(1980年11月9日 総会承認)

理事長 片山 謙二 (福山大学)  
理事 荒川 弘 (成城大学)  
内田 勝敏 (同志社大学)  
岡村 堯 (西南学院大学)  
岡本 善八 (同志社大学)  
小原 善雄 (神戸大学)  
金丸 輝男 (同志社大学)  
金子 晃 (慶應義塾大学)  
鴨 武彦 (早稲田大学)  
木下 悦二 (九州大学)  
島野 卓爾 (学習院大学)  
清水 貞俊 (立命館大学)  
平 良 (慶應義塾大学)  
高野 雄一 (上智大学)  
田中 俊郎 (慶應義塾大学)  
中原 喜一郎 (東海大学)  
細谷 千博 (一橋大学)  
南 義清 (信州大学)  
山手 治之 (立命館大学)  
監事 滝沢 健三 (筑波大学)  
西 賢 (神戸大学)

(アイウエオ順)

ECの競争政策と産業政策

日本EC学会年報 第1号 (1981)

昭和56年10月20日  
昭和56年10月30日

初版第1刷印刷  
初版第1刷発行

定価 2,200円

編者 日本EC学会



発行者 江草 忠 允

発行所 株式会社 有斐閣

東京都千代田区神田神保町 2~17  
電話 東京 (264) 1 3 1 1 (大代表)  
郵便番号 [101] 振替口座 東京 6-370 番  
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前  
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印刷 中村印刷・製本 昭栄堂製本印刷  
© 1981, 日本EC学会. Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-06373-7